

■ 手続きフローチャート:固定資産の所有者が亡くなったとき



不動産登記推進イメージ
キャラクター トウキツネ

固定資産税は1月1日時点の所有者に課税となります。

固定資産の所有者が亡くなったときは、**相続登記**を●
3年以内に、法務局で申請しなければなりません。

- ・未登記物件がある場合は…※1参照
- ・相続放棄をしている場合は…※2参照
- ・故人が口座振替を設定していた場合は…※3参照

New! 令和6年4月～
相続登記の申請が義務化に
詳しくは、
千葉地方法務局木更津支局
22-2531(音声案内2)

死亡日から3カ月以内に相続登記は完了しますか？

完了する(した)

固定資産税は翌年度分から、
新所有者あてに課税となります。

完了しない(できない)

※1 未登記物件がある場合
相続物件に未登記の家屋
がある場合は、別途、市役
所資産税課へ手続きが必要
です。

※2 相続放棄をしている場合
その旨が確認できる相続放棄申述書
等の写しを市役所資産税課へ提出して
ください。

※3 故人が口座振替を設定していた場合
別途、口座変更等の手続きが必要で
す。市役所収税対策室 23-8714

相続登記完了までの間は、固定資産(土地・家屋)は相続人全員の
共有財産となり、連帯納税義務が発生します。原則、死亡日から3
カ月以内に、次の書類を提出 または木更津市公式ホームページ
からオンライン申請をしてください。

① 相続人の代表者指定届出書

亡くなった所有者の納税義務を
承継し、納税通知書等を受け取
る代表者を決めていただきます。

【地方税法第9条の2】

①+②

お手数ですが、①相続人の
代表者指定届出書 および
②現所有者申告書の両方
(提出書面の表裏)の手続き
をお願いします。

② 現所有者申告書

「亡くなった年」の翌年度以降の
固定資産は、相続人全員が現所
有者となりますので、今後の納税
通知書等を受け取る代表者を決
めていただきます。

【地方税法第 284 条の3】
【木更津市税条例第 74 条の3】

【注】

- ・市役所へ提出していただく上記①・②の手続きは、登記や相続税等の手続きとは関係ありません。恐れ入りますが、相続登記については法務局(千葉地方法務局木更津支局)へ、相続税については亡くなった所有者の住所地を所管する税務署へご確認ください。
- ・現所有者申告書の提出が無い時は、やむなく市役所にて、法定相続人の中から代表者を認定させていただきますことがあります。
- ・この手続きフローチャートにおける「相続人」とは、法定相続人、特別縁故者など、相続権を有する人です。